

献体って？

献体とは、医学・歯学の大学における解剖学の教育・研究に役立たせるため自分の遺体を無条件・無報酬で提供することをいいます。日本には、大学の解剖学教室等が中心となった献体篤志家団体が61あり、献体登録者は21万人を超え、ご献体された方は8万人に達しています(平成19年3月現在)。

献体には肉親の方々の同意が必要です。死後、献体提供できることを登録先に連絡ができるのは当然のことながら残されたご遺族(肉親の方々)になります。ご遺族の中にひとりでも反対する方がいらっしゃると、ご遺志が生かされないことになる可能性もあります。献体の意思がある場合は、肉親の方々、知り合いの方ともよく話し合って十分検討をしてから登録をするようにしてください。

財団法人日本篤志献体協会ホームページより資料一部抜粋

医学トリビア

医学に関するちょっとした豆知識

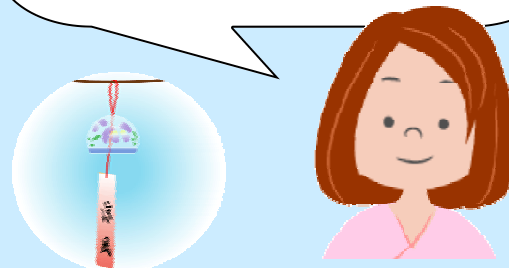
日本ではじめて篤志献体をした人

日本で篤志解剖第一号とされるのは美幾さんという女性とされています。彼女の生い立ちは詳しくはわかりませんが、実家が貧しく遊女となった彼女は明治2年に34歳でなくなる直前に、これからの医学のために役立ちたいと自ら献体を申し出たそうです。死後、美幾さんの遺体は細部まで解剖されました。解剖終了後には政府、医学校からの要望で手厚い葬儀が行われたそうです。

東京都文京区の念速寺に、今でも美幾さんのお墓は残され、文京区の文化財として区指定史跡に指定されています。

自らが医師でもある作家の渡辺淳一さんが、美幾さんをモデルに「白き旅立ち」という小説を執筆されています。

また、さだまさしさん原作の「眉山」では主人公の母親が献体登録を希望するシーンがあり、松嶋奈々子さん主演で映画化もされています。



編集後記

献体ご登録者から、登録のきっかけについて実際にお話を伺う機会があります。

「今後の医療に役立ててほしい」というお気持ちで献体登録をされているだけでなく、「今まで献体をされてきた方々のお気持ちを無駄にしないようにしたい」、「医学のためにと純粋な思いで献体を希望し、解剖された方々を正しく理解してほしい」という考えをお持ちの方が多くいらっしゃいます。これからの医療のためだけでなく、それを築いてきた方々にも敬意を払う。日本の医学は非常に強い思いがこめられたリレーによって支えられているということに非常に感銘を受けました。

献体を用いた医療技術トレーニングは、日本でもいくつかの大学病院等で行われていますが、今はまだ法律で認められていない状態です。故人の尊いお気持ちを敬うためにも、1日でも早く法律で認められ、献体登録者とそのご家族の同意の下、今後の医療の発展のために正しく行われることを強く望みます。

ちょっとお知らせ

メリジャパンの活動について
詳しい資料をお送りします

このニュースレター等でメリジャパンの活動に興味をもたれた方、献体について詳しくお知りになりたい方に資料をお送りいたします。

またNPO法人メリジャパンへのご入会、ご寄付も受け付けております。

お問い合わせ先

電話：052-380-5213

FAX：052-751-8169

E-mail：meri_info@hachiya.or.jp



9月5日(日)に

市民フォーラムを開催します

NPO法人メリジャパンでは、9月5日(日)午後1時より、中電ホール(名古屋市東区)にて市民フォーラム「安全・安心な最先端治療について考える 日本における医療技術トレーニングの今日と明日」を開催します。

医療技術が日々進歩する中、さまざまな分野で最先端医療技術が開発されています。傷口が小さい、出血が少ないなど患者さんにとって負担の少ない技術も多く生まれていますが、医師にとっては複雑なテクニックと特殊な手術器械が必要になることも多いため、確かな基礎技術を持った上で手術トレーニングを積むことが必須とされます。しかし日本では医師が先端医療技術を学ぶためのトレーニングシステムが確立されていないこともあ

り、未熟な技術で行われた最先端手術において事故が起こった事実があります。

本フォーラムでは、最先端治療に携わるさまざまな分野の医師が、自身の行う手術手技や治療内容を紹介し、どのようににその技術を身につけてきたのか、後進にその技術を教えるためにはどのようなトレーニングが必要になるかを講演します。また日本では現在のところ法的に認められていない「献体」を用いた医療技術トレーニングについて、今後日本で行うために必要な点、問題点等を法律の専門家、政治家を交えて話し合います。

誰もが安全・安心で質の高い医療を受けるために必要なことをみなさんと一緒に考えていきたいと思えます。

MERI Japan市民フォーラム

安全・安心な最先端治療について考える

～ 日本における医療技術トレーニングの今日と明日 ～

- ・日時 2010年9月5日(日) 13:00 16:00 (開場 12:30)
- ・場所 中電ホール (名古屋市東区東新町1)
- ・入場料 **無料** どなたでもご参加できます

講師・パネリストおよびコーディネーター

宇山 一郎 (藤田保健衛生大学医学部上部消化管外科 教授)

大畑 建治 (大阪市立大学医学部脳神経外科 教授)

小野寺 良修 (小野寺歯科 院長)

蜂谷 裕道 (NPO法人メリジャパン理事長、はちや整形外科病院 院長)

北口 雅章 (弁護士)

大塚 耕平 (内閣府副大臣、参議院議員) ※コーディネーター

詳しくはメリジャパン事務局(052-380-5213)へお問い合わせください

もくじ

市民フォーラムのお知らせ	1
構造改革特区提案について	2
MERI Japan設立について②	3
医学トリビア、メディア掲載	4
編集後記	



献体を用いた医療技術トレーニングを日本で行うための 構造改革特区提案が対応検討されることになりました

NPO法人メリジャパンでは、2009年12月～2010年3月に募集された「特区提案臨時募集」に「死体解剖保存法の運用の見直しと解釈の拡大」についての要望書を提出しました。献体を用いた医療技術トレーニングを行うことを認める法律や関連通達が現在のところありません。献体希望者とそのご家族の承諾の元、医学生のための研究・教育に献体を用いることができる法律「死体解剖保存法」の解釈を拡大してもらい、外科医の医療技術トレーニング、研究開発にも用いることができるようにすることを目的としています。

私たちは2006年と2007年にも同様の特区提案を提出し、その提案をもとに厚生労働省科学研究費補助を受けた「サージカル・トレーニングのあり方に関する研究班」が設立され、献体のほか模型や実験用動物等が使用されるさまざまな外科医の医療技術トレーニング方法について各外科学会の代表者らにより討議が進められています。その討議を後押しするべく、市民フォーラムで寄せられたみなさまからの意見や、外科医からの要望等をもとに、日本整形外科勤務医会、日本脊椎脊髄病学会、日本脊椎インストラメンテーション学会、日本内視鏡低侵襲脊椎外科学会、日本股関節学会、肩関節鏡手術研究会、股関節鏡フォーラムの整形外科関連5学会2研究会の連名にて要望を提出することができました。

死体解剖保存法を管轄している厚生労働省からの当初の回答は「特区としての対応不可」でありましたが、最終的には「平成23(2011)年度できるだけ早期に結論を得るべく、国民の合意形成の可能性について対応策を検討」という回答をいただきました。

1日でも早く献体を用いた医療技術トレーニングが認められ、また日本の医療技術トレーニングシステムが整備されるよう一般の皆さまのご理解と、医学会の協力を得るべく今後も活動を続けてまいります。

提案提出から回答までの流れ

【メリジャパンからの要望内容】

医師等の医療技術研修、研究開発又は医療機器の研究開発等の目的で死体を用いることが可能となるよう死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大を求める。

【厚労省からの回答】

ご提案の死体利用については社会通念上、およそ「解剖」に当たらない行為であることから、死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大によって対応することは不可能である。

【厚労省からの回答】 回答内容が変更されました

- 医療技術研修等のための死体利用は、「解剖」に当たらないため、刑法第190条の死体損壊罪との関係を整理するためには法改正が必要。
- 法改正を行うためには、当該死体利用に関する国民の合意が形成されていることが必要。

【メリジャパンからの再検討要請内容】

- 死体損壊罪との関係を整理するためには法改正が必要とあるが、その根拠を明示してもらいたい。
- 本件は数次にわたり申請している内容であり、医学界の実情を踏まえた緊要性のある問題である。これ以上の進展がみられないということであれば、本件の判断に関わる行政責任者と医療関係者の間で公開討論をする機会を設けていただきたい。

【厚労省からの再回答】

- 死体解剖保存法は、死体の解剖について、刑法第35条による業務として違法性が阻却されるための要件を明確化したものである。
- 「解剖」とは一般的に、生物体の一部または全部を解き開いて、その構造・各部間の関連を探求することをいうものであり、医療技術研修等のための死体利用が「解剖」に当たると解することは困難であることから、御指摘の死体利用について死体解剖保存法の解釈を変更することで対応することはできない。したがって、御指摘の死体利用について、刑法第190条の死体損壊罪との関係を整理するためには法的措置が必要である。
- 法的措置を講じるためには、当該死体利用に関する国民の合意が形成されていることが必要である。
- 現在実施中の研究(死体を利用した医療技術研修のニーズ等)の結果を踏まえ、提案の実現に向けて平成23年度できるだけ早期に結論を得るべく、国民の合意形成の可能性について対応策を検討。

MERI Japan設立について

理事長 蜂谷 裕道

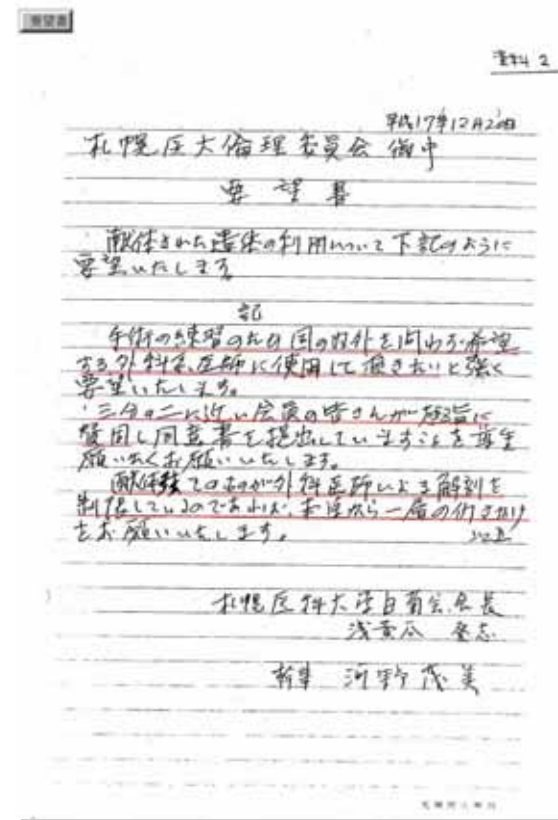
日本にて献体を用いた医療技術トレーニングを可能にするために、私はまず法律について調査しました。

献体に関する法律は3省庁にて扱われています。まず、「死体解剖保存法」を制定した厚生労働省に問い合わせたところ、献体の法律「献体法」は文部科学省が取り扱っているのが文科省に聞くように言われ、文科省にたずねると、刑法190条の「死体損壊罪」にあたる可能性があるのが法務省に聞いてくれと言います。そして法務省に聞くと厚労省管轄の問題ではないかと(笑)。結局たらいまわしにされてどこの省庁でも取り扱ってくれなかったのです。そこで生命倫理や法律の専門家と独自に調査を進めると、日本で献体を用いた医療技術トレーニングを禁止する法律や関連通達はどこにもない。禁止されていないけれど、認められていないというグレーゾーンにあることがわかりました。実際に日本でもいくつかの大学医学部の解剖学教室で献体にて手術トレーニングが行われています。禁止されていないから実施はできるけれど、死体損壊罪にあたるかもしれない行為だから法律の改正が必要だということです。献体を用いてトレーニングさせてもらうことにより確かな技術を身につけて、安全・安心な医療を受けてもらうことができるようにしようとしているのに、それが刑法に接触するとは納得できません。

また、現在献体を用いて手術トレーニング等を行いたい場合は海外渡航して外国人のご遺体を用いてトレーニングする方法もとられています。しかし、2008年に国際移植学会にて「臓器移植はできるだけ自国内で行うようにしましょう」という移植医療のための渡航自粛が促されました。臓器移植が海外で行うのが難しくなってきた今、外国人のご遺体を用いての医療技術トレーニングを続けることが海外からの批判を浴びることになる可能性も出てくるのではないかと思います。そこで死体解剖保存法の運用見直しについての構造改革特区提案を提出したり、医学会にこの問題について前向きに取り組んでもらえるよう働きかけを続けています。



韓国での献体を用いた手術トレーニングの様子



札幌医科大学篤志献体団体による

献体を用いた医療技術トレーニング実施の要望書

現在、厚生労働省科学研究費補助を受けた研究班にて、献体使用を含めたさまざまな医療技術トレーニングの方法や、今後外科医のトレーニングはどのように行われていくのがよいかが話し合われています。また、新聞や雑誌等で少しずつではありますが、私たちの取り組みが報道され、市民フォーラム等では多くの方がこの件について一緒に考えてくださるようになりました。

献体は、献体登録者の尊いお気持ちとご遺族の理解があってなされる非常に厳粛な行為です。実際に献体登録をされている方に話を伺うと、「人のため、医学の進歩のために献体をするのを決意したのだから、解剖に使用されても医療のトレーニングに使用されてもどちらでもかまわない。自由に使ってください」とおっしゃってくださいます。とてもありがたいことです。尊いお気持ちでなされた献体によって私たちが医療技術を習得し、今後の治療に生かして次の世代にも継承し、子や孫につないでいく。とある先生がこれを「命のリレー」とおっしゃっていました。医師として、その前にひとりの人間として、私には命のリレーをつないでいく義務があると思っています。

献体を用いた医療技術のトレーニングを日本で行うことができるよう法整備が行われ、献体希望者のご家族に献体を医療技術トレーニングに用いることに十分にご理解をいただくような仕組みづくりからはじめていきたいと考えています。